

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更						
(宛先) 京都府知事		令和2年 9月 28日						
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府木津川市州見台6-5-1		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) タツタ電線株式会社 代表取締役社長 宮下 博仁 電話 0774 - 66 - 5550						
主たる業種	電子材料(機能性フィルム等)、光部品の製造							
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号							
計画期間	令和2年4月から令和5年3月まで							
基本方針	平成29～令和1年度を平均の基準値に設定し、令和4年度の温室効果ガス排出量を3%以上削減する。							
計画を推進するための体制	全社的な省エネ委員会において、毎月、年間排出量を監視する。更なる省エネ対策を行い実施計画表の進捗管理を実施する。 EMS名称: JQA-EM0606 ・ 取得年月日: 1999年11月26日							
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (29～1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率		
	事業活動に伴う排出の量	3,228.0 トン	3,203.1 トン	3,171.3 トン	3,139.8 トン	-1.8	パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,300.7 トン	3,203.1 トン	3,171.3 トン	3,139.8 トン	-3.9	パーセント	
目標の根拠	省エネルギー対策の設備更新による							
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	増減率	
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数量X1/1000)	5.16	4.90	4.85	4.80	-6.01	パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()						パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	製品製造での生産数量がエネルギー消費の大半となるため。							
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (1)年度	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考			
	84.0 パーセント	76.0 パーセント	76.0 パーセント	76.0 パーセント				
具体的な取組及び措置の内容	(2)年度	電力量の削減						
	(3)年度	電力量の削減						
	(4)年度	電力量の削減						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	京都地区は地域的事情によりノーマイカーデーは実施不可。木津川地区は約半数が公共交通機関利用者で、その他は地域的事情によりマイカー通勤である。しかし、テレワーク導入による通勤車両の減少が期待できる。						
	上記の措置を採用する理由	地域性を考慮して当社でのノーマイカーデー実施は不可と判断する。社用車についてはハイブリッド車の導入を検討している。						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (2)年度	第2年度 (3)年度	第3年度 (4)年度	備考			
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン				
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン				
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン				
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン				
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン				
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン					
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	テレワーク制度化による通勤車両の減少とTV会議システム導入による出張数削減 エコキャップ活動の推進							
特記事項								

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める

セパにより算出)で表記し、その算出の根拠となる資料を添付)してください。